

【名の変更（名の振り仮名の変更）許可についてのQ&Aページ】

	Q	A
1	<p>永年，通称名を使用しており，社会生活上，戸籍名では不便ですので，戸籍の名を通称名に変更したいと思います。</p> <p>どうすればよいでしょうか。</p>	<p>名の変更の申立てをする必要があります。</p>
2	<p>離婚後，共同親権になっている子（15歳未満）の名を変更（又は名の振り仮名を変更）したいのですが，他方の親権者と折り合いがつきません。どのようにすればよいですか。</p>	<p>共同親権下で，子（15歳未満）の名の変更（又は名の振り仮名の変更）手続について他方の親権者の同意が得られない場合は，親権行使者の指定の調停又は審判を申し立てることができます。</p> <p>なお，他方の親権者の同意がないにも関わらず，無断で申立書の「申立人の記名押印」欄にその親権者の記名（署名）又は押印をし，申立書を作成すると，刑事罰に問われる可能性があります（申立て後，裁判所から，申立て内容の確認等のため，親権者双方に対し，電話や郵便で照会等を行うこともあります。）。</p>
3	<p>離婚後，共同親権となっている子（15歳未満）の名の変更（又は名の振り仮名の変更）手続について，一方の親が他</p>	<p>共同親権下の子（15歳未満）の名の変更（又は名の振り仮名の変更）手続について，一方の親のみが法定代理人として申</p>

	方の親に手続（法定代理）を委ねることはできますか。	立てをするには、調停又は審判の裁判手続により親権行使者の指定を受ける必要があります、父母間の私的な合意により一方の親に手続を委ねることはできません（父母間の協議が調うのであれば、父母が共同で（父母が連名で）申立てをすることをご検討ください。）。
4	離婚後、共同親権となっている子（15歳未満）の名の変更（又は名の振り仮名の変更）手続をしたいのですが、父母が揃って裁判所に行く必要がありますか。	父母が共同で申し立てる場合、父母が共同で申立書を作成する必要がありますが、申立書の提出のために、必ずしも父母で揃って裁判所にお越しいただく必要はありません。また、郵送により申立書を提出することもできます。なお、申立書の提出後、必要に応じて、父母双方に、裁判所にお越しいただく場合もあります。
5	名の変更（又は名の振り仮名の変更）の申立てをした後は、どのような手続が行われるのですか。	必要に応じて、申立人、法定代理人（申立人が15歳未満のとき）などに対し、書面照会をしたり、参与員が聴取をしたり、裁判官が審問をしたりして、これらの結果に基づき、裁判官が許可するかどうか判断することになります。
6	名の変更（又は名の振り仮名の変更）が許可されたときは、どのような手続をすればよいのですか。	戸籍に記載された名（又は名の振り仮名）を変更するには、家庭裁判所の許可を得た後に、市区町村役場に届出をするこ

		<p>とが必要になりますので、本籍地又は所在地の市区町村役場に名（又は名の振り仮名）の変更の届出をしてください。届出にあたっては審判書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出をする市区町村役場にお問い合わせください。</p>
7	<p>父母が共同で（父母が連名で）子（15歳未満）の名の変更（又は名の振り仮名の変更）手続を申し立て、許可されました。戸籍の届出も父母が共同で（父母が連名で）行う必要がありますか。</p>	<p>父母が共同で子の名の変更（又は名の振り仮名の変更）の審判を申し立てた場合には、戸籍届出も父母が共同で行う必要がありますが、具体的な届出の手続は届出する市区町村役場にお問い合わせください。</p>